

JAB N410「認定シンボル使用規則」2007版の発行について

本協会は、JAB N410「認定シンボル使用規則」2007版（以下N410）を5月15日付けで発行いたしましたので、ここに公表いたします。改定内容及び適用期日は下記のとおりです。

ドラフト段階での検討に当たりましては、平成19年3月22日から4月19日の期間に、N410改定案に対するご意見の募集を行い、関係各位から貴重な御意見を賜りました。コメントの概要とコメントに対する本協会事務局の処置を添付のとおりコメント及び処置に関する文書として公表いたします。コメントをお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 主な改定内容（括弧内はN410の該当する項目番号など）

- a) 文書名を「認定シンボル使用規則」に変更（全体）
- b) 本協会が認定の対象としているすべての適合性評価機関に適用する文書とするため、共通の規定を本文、特定の適合性評価機関に対する規定を附属書に記載する形式に変更（全体）
- c) 認証機関に認証された組織などの認定シンボル使用に関する詳細規定を削除（本文、附属書A、附属書D）
- d) マネジメントシステム、要員及び製品の認証機関の認定シンボルのデザイン変更（4）

2. 適用期日

平成19年5月22日から適用を開始します。

平成19年5月22日以降、本協会に新規認定申請を行う機関については、JAB N410-2007を適用します。

平成19年5月21日以前に本協会が認定している又は本協会に認定を申請している機関については、平成20年9月14日までにJAB N410-2007を適用して認定審査（サーベイランス・更新審査等）を行います。

マネジメントシステム、要員及び製品の認証に関する認定シンボルの移行については、次のとおりです。

- a) 平成23年5月21日まで、JAB N410-2007及びJAB N410-2006に記載されている認定シンボルを使用することができます。平成23年5月22日以降はJAB N410-2007に記載されている認定シンボルのみを使用することができます。

- b) 認定プログラム略号の「QS Accreditation」から「QMS Accreditation」への変更（JAB N410-2005「認定シンボル使用規定」による）の移行期限につきましては、05・認シス第 1841 号（平成 17 年 6 月 17 日）でご案内しましたとおり、ISO/IEC 17021 への移行期間が終了するまで（平成 20 年 9 月 14 日）であり、変更はありません。
- c) 認定シンボルの清刷をご希望の機関は、お手数ですが本協会総務部業務グループへご連絡いただければ配付させていただきます。

記

公表文書：

発行文書

JAB N410-2007「認定シンボル使用規則」

コメント及び処置に関する文書

JAB N410-2007 へのパブリックコメント及び処置

以上

お問い合わせ先：

財団法人日本適合性認定協会 総務部 業務グループ

E-mail：gyomu@jab.or.jp